

石川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況

石川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営の状況の公表に関する条例(平成20年広域連合条例第8号)第6条の規定に基づき、令和7年度における石川県広域高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

令和8年7月10日

石川県後期高齢者医療広域連合長 栗 貴 章

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

広域連合の職員は、県内19市町から地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第252条の17の規定により派遣されています。

他に、任期付一般職(事務局長及び健康推進課長)を2名任命しており、令和5年度から会計年度任用職員を1名任用しております。令和8年度からは先に述べた会計年度任用職員を任期付一般職(健康推進課主査)として任命しております。

また、人事交流の一環として令和7年度からは国保連合会から職員1名を派遣してもらっております。

(1) 職員の派遣元別構成 (令和8年4月1日現在)

派遣元名	令和8年度	令和7年度	増減	派遣元名	令和8年度	令和7年度	増減
金沢市	1	1	0	川北町	1	1	0
七尾市	1	1	0	津幡町	1	1	0
小松市	1	1	0	内灘町	1	1	0
輪島市	1	1	0	志賀町	1	1	0
珠洲市	1	1	0	宝達志水町	1	1	0
加賀市	1	1	0	中能登町	1	1	0
羽咋市	1	1	0	穴水町	1	1	0
かほく市	1	1	0	能登町	1	1	0
白山市	1	1	0	町計	8	8	0
能美市	1	1	0	国保連合会	1	1	0
野々市市	1	1	0	その他計	1	1	0
市計	11	11	0	合計	20	20	0

(2) 職員の任免

任命発令者数 (令和8年4月1日付)	任命解除者数 (令和8年3月31日付)
9人	7人

※任期付職員・会計年度任用職員も含む。

(3) 職員数 (令和8年4月1日現在)

令和8年度	令和7年度	対前年増減数
23人	23人	0人

※石川県後期高齢者医療広域連合職員定数条例に基づく定数25人

(4) 年齢別職員構成の状況 (令和8年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳 25歳	26歳 30歳	31歳 35歳	36歳 40歳	41歳 45歳	46歳 50歳	51歳 55歳	56歳 60歳	61歳 以上	合計
職員(人)	0	0	5	3	3	3	3	4	0	2	23
比率(%)	0	0	21.7	13.0	13.0	13.0	13.0	17.4	0	8.7	100.0

※端数処理の都合により、合計が一致しない場合があります。

2 職員の給与の状況**(1) 人件費の状況**

広域連合は、派遣元市町が規定に基づき給与を支給し、派遣元が支給した給与等に相当する経費を、広域連合が人件費負担金として、派遣元へ支出しています。

また、任期付職員の給与については、当広域連合の規程に基づき支給しています。

職員数	平均年齢 (令和8年4月1日現在)	給与等 (人件費負担金含む)
23人 (うち任期付職員3人)	42.26歳	188,456千円

※給与等の金額は令和7年度の支給額です。

(2) 特別職の報酬等の状況 (令和8年4月1日現在)

区 分	報 酬 額
広 域 連 合 長	年額 50,000円
副 広 域 連 合 長	年額 40,000円
議 長	日額 15,000円
副 議 長	日額 12,000円
議 員	日額 10,000円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況**(1) 職員の勤務時間及び週休日等** (令和8年4月1日)

開始時刻	終了時刻	休憩時間	1週間の勤務時間	週休日	休日
9:00	17:30	12:15~ 13:00	38時間45分	土・日曜日	祝日法に規定する休日 年末年始(12/29~1/3)

(2) 時間外勤務及び休日勤務の状況 (令和7年度)

職員一人当たりの時間外・休日勤務月平均時間	11.6時間
-----------------------	--------

(3) 年次有給休暇取得の状況 (令和7年度)

①休暇

休暇の種類		事 由	期 間	取得状況
年次有給休暇		一暦年ごとにおける休暇	1年に20日付与	平均取得日数 14.8日
病気休暇		職員が疾病又は負傷のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇	療養のために勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間	取得者 2人
主 な 特 別 休 暇	公民権行使等 休暇	職員が公民として権利の行使又は公の職務の執行を行うための休暇	必要と認められる時間	取得者 0人
	妊娠出産休暇	出産の前後における女性職員の母体保護のため、出産前後の休養として与える休暇	出産予定日以前の少なくとも8週間(多胎児妊娠の場合にあたっては、14週間)、出産後少なくとも8週間	取得者 0人
	配偶者出産休暇	妻の出産に係る入退院の付添い、出産時の付添い、出産に係る入院中の世話など	妻の出産に係る入院等の日から出産の日後2週間の間において2日の範囲内	取得者 0人
	育児参加のための休暇	妻が出産する場合に、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休暇	妻の出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前から出産日の以後1年の間において5日に範囲内	取得者 0人
	子の看護等休暇	小学校3年生の修了までの子の看護や感染症に伴う学校閉鎖等や入学式等の式典に参加する場合の休暇	1年に5日(療育する子が2名以上の場合は10日)以内	取得者 2人
	慶弔休暇	職員が結婚する場合や職員の親族が死亡した場合その他勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	結婚する場合 7日 親族が死亡した場合 親族に応じて 10日以内	取得者 慶1人 弔3人
	災害休暇	住居が自然災害により滅失又は損壊したことにより、住居の復旧作業を行う場合の休暇	7日以内	取得者 0人
	夏季休暇	夏季の期間において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	7月から9月までの期間内において日を単位として5日以内	平均取得日数 4.8日
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合の休暇	1年に5日以内	取得者 0人
介護休暇	短期の介護休暇	配偶者、父母等で、疾病により日常生活を営むことに障害がある者の介護のため、勤務しないことが相当と認められる場合の「有休」の休暇	1人に5日(被介護者が2人以上の場合は10日)以内	取得者 0人
	介護休暇	配偶者、父母等で、疾病等により日常生活を営むことに支障がある者の介護のため、勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	介護を必要とする一継続する状態ごとに、連続する6月の期間内で必要と認められる期間	取得者 0人

②育児休業・部分休業制度（令和7年度）

休暇の種類	期 間	取得状況
育児休業	子が3歳に達するまでを期限に請求した期間を承認	取得者 0人
部分休業	子が小学校就学の始期に達するまでを限度に次の①、②のいずれかを選択 ①1日2時間を限度に30分を単位として承認 ②1年につき10日を限度に1時間を単位として承認 ※②は令和7年10月1日から適用	取得者 0人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

（1）分限処分の状況（令和7年度）

分限処分制度は、公務能率の維持及び適正な運営の確保の目的から、一定の事由（職務不良や心身の故障など）がある場合に職員の意に反する処分をする権限を任命権者に認めた制度です。

内 容	降 任	免 職	休 職	降 給
人 数	0 人	0 人	0 人	0 人

（2）懲戒処分の状況（令和7年度）

懲戒処分制度は、公務員に職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行等がある場合に、当該公務員の責任を確認し秩序維持のため制裁を科す制度です。

内 容	戒 告	減 給	停 職	免 職
人 数	0 人	0 人	0 人	0 人

5 職員の服務の状況

（1）職務専念義務免除の状況（令和7年度）

区 分	件数
法律に特別な定がある場合	0
条例に特別な定がある場合	38
研修を受講する場合	3
厚生に関する計画の実施に参加する場合	15
上記のほか、任命権者が必要と認める場合	20

（2）営利企業等従事許可の状況（令和7年度）

区 分	件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねることの許可	0
自ら営利を目的とする私企業を営むことの許可	0
報酬を得て事業若しくは事務に従事することの許可	0

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況

派遣元市町等において、必要に応じ実施しています。

(2) 勤務成績の評定の実施状況

派遣元市町の規定により、派遣元市町において実施しているほか、任期付職員及び会計年度任用職員については、広域連合で実施しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

広域連合の職員は、石川県市町村職員共済組合の組合員となっています。
また、健康診断については派遣元市町での実施、もしくは人間ドック等の受診をしています。

(2) 公務災害補償の状況 (令和7年度)

認定件数	内 訳	
	公務災害	通勤災害
0 件	0 件	0 件

8 職員の退職管理の状況

県内の市町からの派遣のため、退職ではなく派遣解除となり、退職管理の実績はありません。

第2 公平委員会の業務の状況

1 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、地方公務員法の規定に基づき、勤務条件に関し、公平委員会に対して広域連合が適当な措置を講ずるように要求することができます。

区分	内容	件数
令和7年度	措置要求	0 件

2 不利益処分に関する審査請求の状況

懲戒処分その他意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対してのみ行政不服申立てができます。

区分	内容	件数
令和7年度	審査請求	0 件